

奨学金の返還を



支援します

階上町では、若者の定住促進を図るため、町の奨学金の貸与を受けて進学し、卒業後、町内に居住する方を対象に、奨学金の返還の一部を補助します。

対象者

次の要件を全て満たす方です。

- 階上町奨学金の貸与を受けた
- 返還開始から10年以内である
- 前年度に階上町に住民登録があり、居住している
- 町税を滞納していない

■ 補助金額

前年度中に返還された奨学金の1/2の額。

ただし、奨学金貸与総額の1/20の額を限度額とします。



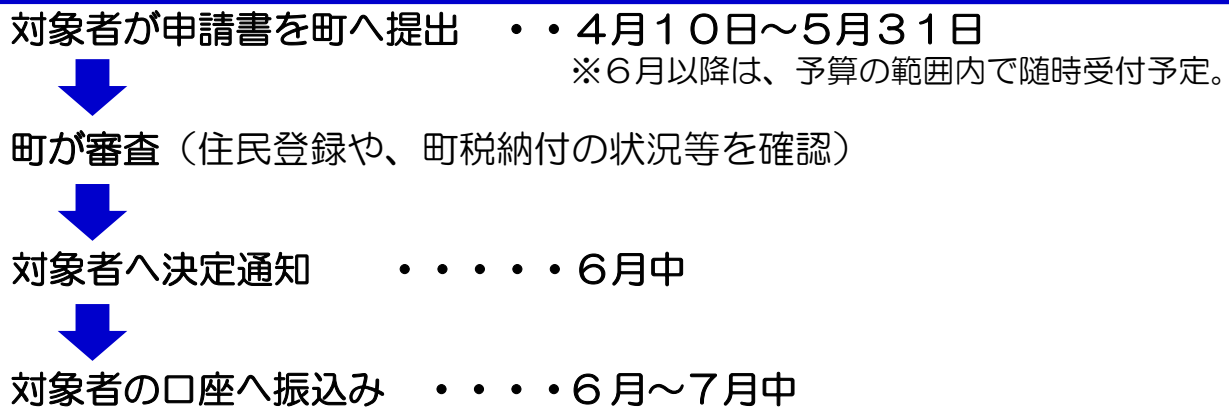
詳細については、裏面へ



問い合わせ

階上町教育委員会 学校教育グループ Tel. 0178-88-2495

■ 交付の流れ



■ 計算例

例) 奨学金貸与総額：720,000 円
限度額： $720,000 \text{ 円} \div 20 = 36,000 \text{ 円}$

■ パターン① 10年間で返還する場合

$720,000 \text{ 円} \div 10 \text{ 年間} = 72,000 \text{ 円}$ …前年度 1 年間の返還額
 $72,000 \text{ 円} \div 2 = 36,000 \text{ 円}$ …補助金額

■ パターン② 5年間で返還する場合

$720,000 \text{ 円} \div 5 \text{ 年間} = 144,000 \text{ 円}$ …前年度 1 年間の返還額
 $144,000 \text{ 円} \div 2 = 72,000 \text{ 円}$ …限度額超過のため、限度額 36,000 円が補助金額

■ 申請方法

(1) 提出書類 申請書兼請求書 ※様式は教育委員会、またはホームページで取得

(2) 提出方法 町教育委員会に持参、または郵送

【宛先】〒039-1201 階上町大字道仏字天当平 1 番地 87
階上町教育委員会学校教育グループ あて

(3) 受付期間 令和 6 年 4 月 10 日～令和 6 年 5 月 31 日

■ 留意事項

- ・前年度(4月～3月)1年間、住民登録があり、居住している方が対象です。
- ・補助金額は、貸与1件ごとに算出した額とします。
- ・本補助金は、毎年度、申請が必要です。
- ・振込先の金融機関口座は、本人名義のものに限ります。
※本人以外の方が返還されている場合でも、本人以外の口座には振り込みできません。